

公益社団法人新潟県社会福祉士会

会員の入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人新潟県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

(正会員の入会基準)

第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として登録していること。
- (2) 新潟県内に住所または勤務先を有していること。
- (3) 本会の目的に賛同する者。
- (4) 理事会において正会員として適切であると承認を受けること。
- (5) 所定の入会金および会費を本会に納入すること。

(賛助会員の入会基準)

第3条 定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
- (2) 個人の場合は、「社会福祉士法」第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
- (3) 理事会において賛助会員として適切であると承認を受けること。
- (4) 所定の年会費を本会に納入すること。

(準会員の入会基準)

第4条 定款第5条第1項第4号に規定する準会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同する者。
- (2) 「社会福祉士法」第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
- (3) 新潟県内に住所または勤務先を有していること。

- (4) 理事会において準会員として適切であると承認を受けること。
- (5) 所定の年会費を本会に納入すること。

(会員の入会申込)

第5条 正会員、賛助会員および準会員として本会へ入会申込みする場合は、別に定める入会申込書によるものとする。

- 2 賛助会員および準会員が「社会福祉士法」第28条の規定により登録を受けた場合は、前項の規定に基づいて正会員として改めて入会しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。